



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
3月31日
号外(16)
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規則

※滋賀県森林法施行細則の一部を改正する規則 (森林保全課) 1

規則

滋賀県森林法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第41号

滋賀県森林法施行細則の一部を改正する規則

滋賀県森林法施行細則(昭和27年滋賀県規則第7号)の一部を次のように改正する。

第9条第8号を同条第10号とし、同条第7号中「当該行為」を「開発行為」に改め、同号を同条第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 開発行為を行うために必要な資力および信用があることを証する書類

第9条第6号中「当該行為」を「開発行為」に、「許可」を「免許、許可」に、「その他」を「その他の」に、「その処分を受けていることを示す書面または受ける見込みがあることを示す書面」を「当該処分に係る申請の状況に記載した書類(処分を受けている場合にあつては、当該処分を受けていることを証する書類)」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 許可を受けようとする者(独立行政法人等登記令(昭和39年政令第28号)第1条に規定する独立行政法人等を除く。)が、法人である場合にあつては当該法人の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)、法人でない団体である場合にあつては代表者の氏名ならびに規約その他当該団体の組織および運営に関する定めを記載した書類、個人である場合にあつては当該個人の住民票の写しもしくは個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)の写しまたはこれらに類するものであつて氏名および住所を証する書類

第10条の2中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、同条第2項中「別記様式第6号の2」を「別記様式第6号の3」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 知事は、前項の規定による完了の届出があつた場合において、緑化等の災害の防止のための措置の効果が発揮されないおそれがあると認めるときは、一定の期間その状況を調査した後に、完了の確認を行うものとする。

3 許可を受けた者は、防災施設の設置の工事を先行することとし、主要な防災施設の設置の工事が完了したときは、完了した日から7日以内に林地開発行為防災施設工事完了(工区完了)届出書(別記様式第6号の2)に知事が別に定める図書を添えて知事に届け出て、その他の工事に着手するまでに、その確認を受けなければならない。

第12条第2号中「第10条の2第3項」を「第10条の2第5項」に改める。

第13条中「第10条の2」を「第10条の2第1項」に改める。

別記様式第1号中

| | |
|-------------------|--------|
| 「 開発行為の完了予定年月日 | 」 を |
|-------------------|--------|

| | |
|--------------|--|
| 開発行為の完了予定年月日 | |
| 開発行為の施行体制 | |

に

」

改め、同様式注2を次のように改める。

2 開発行為を行うことについて環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価手続を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること。

別記様式第1号中注3を注4とし、注2の次に次のように加える。

3 開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。

別記様式第2号中注2を注3とし、注1の次に次のように加える。

2 太陽光発電設備を設置する場合は、「15 その他参考となるべき事項」の欄に発電出力を記載すること。

別記様式第5号中「滋賀県知事 様」を「(宛先) 滋賀県知事」に、

| | |
|---------|--|
| 完了予定年月日 | |
|---------|--|

を

」

| | |
|-----------|--|
| 完了予定年月日 | |
| 開発行為の施行体制 | |

に

」

改め、同様式中注3を注4とし、注2の次に次のように加える。

3 開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。

別記様式第6号の2を別記様式第6号の3とし、別記様式第6号の次に次の1様式を加える。

様式第6号の2 (第10条の2関係)

林地開発行為防災施設工事完了(工区完了)届出書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

連絡先

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為について、次のとおり防災施設の工事を完了(工区完了)したので届け出ます。

| | |
|-----------------------|-----------------|
| 許可年月日および番号 | 年 月 日 滋賀県指令 第 号 |
| 開発行為の目的 | |
| 開発行為に係る 森林の土地の所在場所 | |
| 完了(工区完了)年月日 | 年 月 日 |
| 完了(工区完了)内容 | |

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

付 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県森林法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。